

(写)

日 歯 発 第 456 号
令和 8 年 7 月 22 日
(情報管理課扱い)

厚生労働省

医薬局長 宮 本 直 樹 様

医政局長 森 光 敬 子 様

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 高 橋 英 登

電子処方箋の院内処方等情報登録機能の取扱いに係る要望

平素は本会会務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電子処方箋については、普及目標が掲げられているものの、2026 年 6 月時点の導入率は歯科診療所では 10.7%、内科診療所でも 29.5%にとどまっており、特に歯科において普及が進んでいない状況です。

本会では、電子処方箋のメリットについて会員への周知等を通じて普及促進に努めておりますが、歯科診療所における導入率は依然低く、対応に苦慮しております。

その背景として、医薬品の処方機会が少ないことに加え、処方を行う場合であっても歯科診療所の約 8 割が院内処方を中心としているため、導入費用に見合うメリットが実感しにくいことが挙げられます。また、小規模な歯科診療所が多く、管理者自らが事務を担っている場合も多いことから、導入に際しての事務負担が大きいことも要因として考えられます。

令和 8 年 4 月から本格運用が開始された院内処方等情報登録機能については、プレ運用において歯科診療所の参加が比較的多く、院内処方を主とする歯科診療所においても、有効性が認識されているものと考えられます。特に、他院で処方された薬剤情報が即座に確認できることから、外科的処置が多い歯科特有のリスクを事前に回避できることは大きなメリットであり、今後の活用が期待されます。一方で、歯科診療所では院外処方箋の発行機会が限られているため、基本機能である院外処方機能の導入を前提として院内処方等情報登録機能を追加することは、費用負担の面から導入の障壁となるおそれがあります。

国民に安全・安心な歯科診療を提供する上で、医歯薬連携による薬剤情報の共有は必要不可欠であり、将来的に電子カルテ情報共有サービスが本格化する中で、歯科診療所からの処方情報が欠落することは、患者の不利益につながるものと懸念されます。

つきましては、歯科診療所における処方の実情や特性を踏まえ、院外処方機能を必須とせず、院内処方等情報登録機能のみで電子処方箋管理サービスを利用可能とする仕組みの構築と補助金等による支援策について、強く要望いたします。